

第2章

基本的施策の推進

第2章 基本的施策の推進

1 人権教育・人権啓発の推進

(1) あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

市民一人ひとりに、人権の意義やその重要性について正しい知識が身につく、人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性、そして、日常生活において、人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を身につけることができるよう、学校、家庭、地域、関係機関と連携を図りながらあらゆる場を通じて、人権教育及び人権啓発を推進します。

① 学校における人権教育の推進

ア 発達段階に応じた人権教育の推進

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習活動の時間の特質を生かしながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、生命の大切さについて理解が深まるようにするとともに、様々な人権課題について正しい知識や感覚が身につく学習を推進します。また、土浦人権擁護委員協議会等と連携し、人権教室の開催など学校教育の支援を推進します。

イ 学習内容及び指導方法の充実

教育活動全体において指導内容や指導方法を人権教育の視点からとらえ、身近なことから取り上げたり、児童生徒の興味・関心を生かしたりして、児童生徒が自ら考えることができるような指導の工夫及び資料の整備・活用に取り組みます。

また、人権が尊重された雰囲気・環境の中で学習できるように、人権に配慮した言動環境づくり等、一人ひとりを大切にした学級経営に努めます。

ウ 指導者の資質向上

児童生徒一人ひとりの人権が尊重されるように、教職員自らの課題として人権感覚を磨き、人権意識を高めるとともに、土浦市教育研究会の人権教育研究部が作成する資料等を活用して、人権にかかわる様々な問題について、校内研修の充実を図ります。

また、授業研究会などを通して、小・中学校間の情報交換を行い、課題意識を持ちながら、一貫した人権教育を推進します。

② 家庭・地域における人権教育及び人権啓発の推進

ア 生涯にわたる学習機会の提供

人権に関する視聴覚教材の充実とその利活用の推進，社会・婦人学級や家庭教育学級などでの人権についての学習の奨励，各地区の公民館等でのボランティア活動の体験機会の充実などにより，生涯にわたって人権に関する多様な学習の機会を提供します。

また，参加者の要望を把握し，学習意欲を喚起する学習方法の研究に努め，指導者の養成と資質の向上を図ります。

イ 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域は，他人を思いやる心や生命を尊重する心，そして人間の尊厳などを体感できる人権学習の場です。特に子どもにとっては，基本的な生活習慣や規則，礼儀などを身につけるなど，人格を形成する上で，きわめて大きな役割を果たしています。

したがって，家庭や地域の人々が日常生活で偏見や差別に敏感に気づき「しない，許さない」という公平・公正な態度をとることを子どもに示していくことが求められます。

そこで，各地区の公民館等を中心に地域の実情に応じ，家庭や地域の人々が人権問題に対する意識を高めるとともに，主体的に学習することができる機会を提供します。

また，子育てや家庭教育に悩む保護者や，いじめ・不登校等の悩む子どもたちが，いつでも気軽に相談できるよう相談体制の充実に努めます。

ウ 市民への人権啓発

市民一人ひとりが，主体的に参加し，人権尊重の理念に対する理解を深めることができるような市民参加型のイベントなど様々な機会をとおして，市民の意識・関心を喚起する啓発活動を推進します。

このほか，人権啓発資料の作成・配布やマスメディアを活用した広報活動などを推進します。

③ 企業・団体等における人権教育及び人権啓発の推進

近年、企業や団体等を取り巻く環境は大きく変化しています。世界的規模で進行する経済活動、地球環境問題に対する関心の広がり、人権意識の高まり等に伴い、企業や団体は社会を構成する一員として社会的に責任を果たしていくことが重要視されています。

このような中で、企業や団体等が職場におけるセクシュアル・ハラスメント※（以下「セクハラ」という。）やパワー・ハラスメント※（以下「パワハラ」という。）等による不当な差別などのない働きやすい職場環境づくりのほか、就職の機会均等を図る公正な採用システムを確立できるよう、人権啓発研修会への講師派遣について茨城県人権啓発推進センター※と連携を図りながら自主的な教育・啓発活動を支援します。

（2）人権にかかわりの深い職業に従事する者に対する人権教育

及び人権啓発

行政、教育、医療、福祉など、人権に関わりあいの深い特定の職業に従事する者は、人権尊重の理念を十分に理解した上で、それぞれの業務にあたる必要があります。

人権教育及び人権啓発の推進にあたっては、これら特定の職業に従事している者に対して、様々な人権課題に関する研究や講演会を実施するほか、それぞれの関係機関が行う研修等の取組に対して支援を行います。

2 相談及び支援体制の整備

人権相談及び被害者の支援については、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、感染症・難病※患者等など個別の人権課題ごとに国、県、市及び各団体等に相談窓口が設けられ、必要により支援策が講じられています。

しかし、相談内容の多様化、複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

このため、それぞれの相談窓口が機能の充実を図るとともに、関係機関のネットワークの構築を進めるなど、相互の連絡強化に努めます。

また、人権に関する様々な相談に迅速かつ適切に対応できるよう、相談員等に対する研修の充実を図り、資質の向上に努めます。

さらに、市のホームページや各種広告媒体を活用し、各種相談窓口に関する情報を広く市民に発信します。